

JGAP 総合規則 2017 の運用変更項目

JGAP 総合規則 2017（以下、「JGAP GR」という）について、ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2（以下、「ASIAGAP GR」という）の発行に伴い、ASIAGAP と JGAP で同様の項目にも関わらず、異なる運用をしなければならない項目が発生しています。

利用者の混乱を避け、JGAP および ASIAGAP の運用を共通化しスムーズな運用を図るため、JGAP GR の下記の項目については、ASIAGAP GR に合わせて運用します。

記

1. 生産工程カテゴリー（6.3(3)、7.4(3)b))
生産工程カテゴリーは、セクターと読み替える。
2. 認証の有効期限（7.3(4)f))
JGAP GR 7.3(4)f)については、次の通りとする。
JGAP GR 7.3(3)にもとづいて更新審査を繰り返す場合、有効期限の月と日は固定される。有効期限の月と日を変更したい場合には、認証農場・認証団体は、認証機関に有効期限の短縮を申請し、更新審査を前倒しして実施することで調整できるが、有効期限の延長は認めない。
3. 認証書の記載事項（7.4(3))
 - (1) JGAP GR 7.4(3)b)⑤については、「対象となるセクターが分かる記載。」とする。
 - (2) JGAP GR 7.4(3)c)①については、「初回認証の場合は初回認証日、更新認証の場合は更新認証日」とする。
 - (3) JGAP GR 7.4(3)c)①～③の他に、「④認証書の発行日」を加える。
4. 登録番号の発番タイミング（8.1(5)(6))
JGAP GR 8.1(5)および(6)については、次の通りとする。
初回審査および更新審査の場合、認証機関は審査後（審査から判定までの期間）に、農場・団体名、所在地、代表者名を協会へ連絡する。協会は、認証機関へ当該農場・団体の登録番号を伝える。
5. 適用日
上記、1.から 4.の適用日は、2019 年 8 月 1 日からとする。

以上